

有田町長から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成30年2月20日

佐賀県知事 山口 祥 義

1 都市計画の種類及び名称

有田都市計画緑地 1号 東の前緑地

有田都市計画緑地 2号 有田駅前緑地

2 縦覧場所

佐賀県県土整備部都市計画課